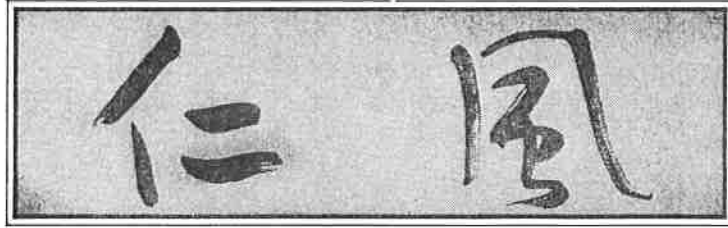


松嶋一海税理士事務所通信



題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海
〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201
TEL・FAX 03(3357)5010/携帯 090(4843)7518



編集協力 MDC2006
03 (3981) 2421

事業引継ぎ支援センターが 過去最高の引継ぎ件数達成

中小企業基盤整備機構の事業引継ぎ支援センターは、平成27年度の一年間の相談企業数が4,921社(対前年度比1.7倍)、事業引継ぎの成約件数が209件(対前年度比2倍)と、相談企業数及び成約件数ともに過去最高を記録したと発表した。

今後、全国規模での支援体制を整備するとともに、各事業引継ぎ支援センターへの事業引継ぎ案件の助言、アドバイスの支援を拡充し、平成28年度は約500件、平成29年度には1,000件の事業引継ぎによる成約件数を目標値として掲げた。

昨年4月に運用開始している「事業引継ぎ支援データベース」のノンネーム情報(売り案件及び買い案件)を、各地の事業引継ぎ支援センターに登録している金融機関、民間M&A仲介業者などの登録民間支援機関に開示し、マッチングの促進を図るとしている。

「おもてなし」など接客認定制 6月にも規格の試験運用を開始

経済産業省は、接客の良さやクレジットカード対応、清潔感などサービス品質の認証制度や標準化を取り入れるための「おもてなし規格」

の試験運用を6月にも始める。

水準の程度に応じて三つの規格を設けた。調査項目は整理清掃やクレジット対応、ITツールによる店舗の効率運用、従業員が経営理念を共有する仕組み、地域コミュニケーション、外国語表記のメニューなど30項目で構成される。また、抜き打ち検査も含めて定期的な確認を行う。一定水準に達した事業所を認定する。

評価が難しいとされてきたサービス品質を可視化することで、同分野の事業者が高付加価値を追求しやすい環境を整え、訪日客需要の取り込みにもつなげたい考えだ。

社員同士で働きぶり評価 モチベーションの向上に

小売業のN社は売り場で働く社員同士で働きぶりを評価する取り組みを始めた。接客態度などがよい同僚に「おほめカード」を手渡し、売り場店員のモチベーションの向上につなげる。売り場の雰囲気明るくして顧客が買い物しやすい環境をつくり、売り上げ増も狙う。

これまでは「自分のことで精一杯で他者の仕事を見る余裕がない」という社員が多かったことから、同僚とのコミュニケーション不足は接客態度の低下につながりかねないと判断。互いの働き方を観察することで販売の工夫などノウハウを学ぶ効果にも期待している。

標準の特例措置が適用される場合などは、評価額よりも低く算定される。

土地や家屋のほか償却資産(土地・家屋以外の事業の用に供する資産で、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品など)にかかる財産税。標準税率は1・4%。毎月1月1日時点での土地・家屋の所有者などに対して市町村が課すもので、市町村の税収の4割を占める。

固定資産税



誌上ギャラリー

柴山抱海書展 一放哉を書くー
於銀座鳩居堂画廊3階
平成28年4月19日(火)~24日(日)



「いれものがない両手でうける」 34×35

(説明)
両手を差し出してものをいただくというのは感謝の気持ちそのものに他ならない。何かをする時してもらおう時もそうなのだと突き付けている。まさに、えぐる様に、心にグサッとくる作品だ。

松嶋 楠城

昭12.5~平20.6 鳥取県生
元独立書人団理事・審査委員
元日本象書会 会長
元全日本書道教育連盟会長
元東洋大学、目白女子短大講師
元日本書道専門学校助教授
元和洋女子大学ソフトテニス部監督

柴山 抱海

昭16 鳥取県生
在鳥取市青谷町
(公財)独立書人団 評議員
日本象書会 理事長
山陰書人社代表
鳥取書道連盟会長
西安美術学院客員教授

「てふてふひらひら山頭火」
松嶋楠城著(株エビック社刊)より



P82 作品97
「ぬれてもかまはない道のまっすぐ」
(作評)
何かに向かって、損得ではない何か。実社会では、そのどちらにするかで揺れる。それでいいのだという勇気が必要なのだとも読める。さらりと書いた卒意の書が、詩の深さを語っている。

さきづけ・あとづけ 『変更・足跡・事後』 Vol.XIV (seq.160)

平成28年6月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

○今年には沖縄の梅雨入りが遅かったので、関東は、どうだろうかと、若干の期待を持ちながら思ったりしますが、最近では、時間の進み方がとても早くも驚きます。振り返れば、その時期には桜も咲き、GWも過ぎ、その一つ一つの事象に立ち会っているから、時間は同じリズムで刻まれているのですが……

○さて、来月7月には、国税の職場では、定期異動が行われます。全国の税務職員の3割以上の2・5万人から異動命令が出るそうです。従前は、6月末は、何が何でも、という気持ちで結末をつける事務運営がされておりましたが、近年は、必ずしもそうではない案件もあるように感じます。それは、第一線でのトラブルを最小にしようというのですが、これも、時代なのかも知れません。

○個人の申告が終わって、今年は、特別徴収に対する地方公共団体の姿勢が鮮明になったと思うことが散見されました。不動産所得などがあるため個人で確定申告をしている給与所得者について特別徴収としての通知がなされるケースがあり、何件か普通徴収への切り替えの届出の提出を依頼されました。また、自分にも特別徴収の通知が来ましたが、こちらは手違いと判明し安心しました。原因は、所得税の申告時に地方税を普通徴収で行う旨の意思表示がされていない場合に納税面で錯綜することがあるということでした。これまで、あまり重視されていなかったことが、特別徴収の徹底ということで、若干、顕著になったという風に思いました。負担の公平も、この電子化の時代、公の器として活用されて来ていますが、仕組みの定着には、予期しないことが待っているものだとおもっています。

○他方、実務で、最近、いいと思ったことが一つあります。申告、申請事務が電子申告、申請で可能になって久しいのですが、地方税においては、申告書、申請書に添付して送信できる仕組みがありますが、この4月から国税においても、追加データを送ることができるようになりました。顧問先からの問い合わせで、「昨年のものがついていませんが」みたいなことは、申告処理をした後、時々発生しますが、お陰さまで、付け忘れていた書類を郵送で対応することなく、直ちに電子送信できるのは、年寄りにとっては、ありがたいことで素晴らしい仕掛けになったと思っております。すでに、自分自身、この4月以降、追加データの電子送信の恩恵を受けておりますが、それは、まさに瞬時の対応ができる爽快感がいいのです。

○この5月の連休前、柴山抱海師の個展が東京銀座鳩居堂で、鳥取の俳人尾崎放哉の詩歌の書作展「放哉を書く」が開催されました。漢字仮名交じり文の書作展ということで、漢字の持つ点画の厳しさと、仮名の味が持つ柔軟さと、そして、詩歌の持つ意味とがハーモニーになって、日本人の心ふるさとに辿る試みを感じさせる作品展になっていると感じました。作品的には、仮名ということから細い線を想像しますが、作品は、常に、羊毛を使った濃墨の作品が多く、細い筆で書く繊細で華奢な仮名というイメージではなく、骨太で線の重さから来るインパクトは漢字作品とは違った強さ深さを感じる作品ができていたと思います。また、書画一体は、旧来から言われていることで、漢字仮名交じり文に画が加わり詩歌のイメージを増幅させているので、見る側にとっては、作品に入り易いんだと感じました。本年、鳥取市内には、全国の書道家の手による放哉の詩歌を刻んだ119基もの書碑が建てられつつあります。間もなく、全体的に完成することですが、鳥取に現代の書を残し、観光の一助とし、尾崎放哉の現代句の持つ意味を今に蘇らせる取り組みは、素晴らしいことだと思っています。同展の祝賀会では、放哉展の元審査委員で創女書道会の名譽会長の大井錦亭さん、鳥取出身で元文化庁長官の林田英樹さん、独立書人団の仲川恭司理事長の祝辞などがあり、祝杯は毎日書道会の糸賀靖夫専務理事が上げられました。鳥取の元吉からは元倉吉東高校長で山陰蘭亭書道会の名譽竹先生が来賓で来ておられ、少しお話をすることができました。そして、いつもの山陰書人社の面々、有田、岩田、言水、松井さん、瀧先生などともお話ができました。また、道玄坂の堀内社長、旧知の現王國税理士先生も駆け付けていただきました。

○今年の個人の確定申告は、申告期限後に大先輩の応援の事案が発生し、出来るだけのことにはしましたが、5月にまでかかるものがありました。自分の体調は、なかなか読めませんので、顧客対応のネットワークは、年を重ねていく中では、一層、重要と感じました。どうぞ、お大切に思いつつ頑張りました……。皆様からの、何気ない頑張り「ら行」メッセージを、お待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)



委任契約と請負契約 業務委託の形態の違い ——仕事の完成義務の有無など

業務を第三者に実施してもらう場合の契約形態として、「委任契約」と「請負契約」があります。この二つは異なる性質を持った契約です。で、契約を結ぶ前にきちんとその特徴を把握しておくことがトラブルを未然に防ぐうえで重要です。そこで今回は、「委任契約」と「請負契約」の違いについて考えてみます。

契約書を作成する際に、その表題を「〇〇業務請負契約書」とするか「〇〇業務委託契約書」とするか迷うケースがあるかもしれません。どういふ契約が請負にあたるか、あるいは委任にあたるかは、その内

容によりますので、注意が必要です。どちらも何かを第三者にやってもらうことは共通していますが、両者の違いは、仕事の完成義務を負うかどうかで異なります。

■委任契約

委任契約は、仕事や製品の完成が目的ではなく、契約で合意した内容を実現するための作業を遂行することを目的とする契約です。

委任の場合は、「行為という過程」に対して責任を問われますが、仕事の完成義務までは負いません。業務内容として委任された行為を行うにあたって、「善管注意義務」を果たしているかどうかという責任が問われます。善管注意義務とは、受託者側の地位、職業などに応じて、客観

的に期待・要求されるレベルの責任を果たす義務を意味します。

例えば、医師の場合、必要な診察、診療をしてもらうという一定の行為を委任しており、病気の治癒という結果に対して報酬を支払うものではありません。

ただし、完成義務がないからといって、専門家として通常に要求されるレベルの仕事をしなければ損害賠償責任を問われることもあり得ます。

また、委任者は受任者の能力を信頼してその行為を委託するのであって、委任者の承諾がない限り、第三者にその行為を任せることはできません。

■請負契約

請負契約とは、「仕事の完成」を目的とした契約のことです。つまり、「仕事の完成」という「結果」に対して責任を負うということです。このため、受注者は結果責任を問われることとなります。例えば、建物建設工事請負契約のように、「建物建設」という仕事を完成させる契約などが該当します。

請負人は仕事を完成する義務を負いますので、成果物などを引き渡したり、業務を完了させなければ、報酬は得られません。また一旦仕事が完成しても、完成したものに欠陥が

あれば、その修補などを行う担保責任を負います。このような責任を「瑕疵（かし）担保責任」といいます。

■留意すべきこと

このように委任契約は過程について責任が問われ、請負契約は結果について責任が問われます。ですから、一般的には、委任契約より請負契約のほうが責任が重いと云えます。ただ、これは契約内容によって異なりますので、一概にどちらの責任のほうが重い、軽いとは言いきれません。

また注意したいのは、表題が「〇〇業務委託契約書」となっているも、当事者の一方（請負人）が、ある仕事の完成を約束し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことによって成立する契約の場合などです。

仕事の完成と報酬の支払とが対価関係にある契約であれば、その契約書は「請負について記載された契約書」となります。つまり、どういふ契約が請負にあたるか、あるいは、委任にあたるかは、その実質の取引内容によって判断されることとなります。

●委任と請負の違いのポイント●

- ① **仕事の完成義務の有無**
請負契約では、請負人は仕事の完成義務がある。基本的には、仕事を最後まで完成させなければ報酬を請求することはできない。
- ② **瑕疵（かし）担保責任の有無**
請負契約では、成果物の瑕疵（欠陥）につき修補をする義務を負う。委任契約では、原則、この義務を負わない。



大手企業に負けない 中小の人材獲得戦略

■中小の「強み」を生かす

今年の就職戦線は、面接などの選考活動の解禁が昨年の8月から「6月」に変更され、企業や学生にとっては、短期勝負となります。近年、人手不足で採用環境の厳しさが増す中、中小企業が大手に負けない採用活動を展開するにはどうしたらよいでしょうか。そこで今回は中小企業に求められる人材採用戦略について考えてみたいと思います。

中小企業では募集しても思うような人材が採用できないというケースがあります。これは、若手人材、特

に新卒者の大手志向が強まっているためです。このため「どうせ中小企業だから大手にはかなわない」と考える経営者や採用担当者があるかもしれません。果たして本当にそうでしょうか。

確かに中小企業は大手に比べて、知名度や資金力で劣る面がありますが、「中小企業ならではの」人材獲得戦略を展開すれば、大手企業に負けない優秀な人材を採用することができます。

それでは、「中小企業ならではの」採用戦略とはどんなものでしょうか。それは中小企業の「強み」を前面に打ち出すことです。いかに自分たちが大手企業にも負けない魅力をもっているのか、社長や経営陣自らが学生や求職者に直接アピールでき

●中小企業「ならではの強み」●

- ・社長や経営陣自らが学生や求職者にアピールできる。
- ・社員の役割が明確であり、働きがいを高めやすい
- ・社内コミュニケーションが円滑
- ・企業理念が浸透しやすい
- ・さまざまな経験を積むチャンスがある

る点にあります。

多くの学生が、中小企業に応募する理由として「働きがい」「独自の強み」「会社の雰囲気」「自分のスキルアップを促してくれる会社」「学ぶべきところが多い先輩社員がいるか」などを重要視しています。こうした意識は中小企業が有利に採用活動を進めるチャンスともいえます。

ステータスや知名度では大企業にはかなわなくても、働きがいや職場環境では負けません。経営者の間近で仕事ができ、自分のスキルアップにつながるやすい中小企業に魅力を感じる学生が増えていますので、やり方次第で大手との人材獲得競争で勝負ができるのです。

■採用活動のステップ

現在の採用活動は①「エントリー」「②「会社説明会」、③「内定」、④「内定承諾」のステップで行われるのが一般的です。

エントリーとは企業側の採用応募情報をインターネット上の「就職情報サイト」等を介して行ったり、ハローワークを通じて行われます。できるだけ多くのエントリー数を集めようと思つたらメガ就職サイトに自社の採用情報を掲載する手法が考えられますが、それなりのコストに加え、知名度が低い中小企業の場合、

多数の掲載企業の中に埋没してしまいう可能性がります。そこで、あえてメガ就職サイトは敬遠し、中小・ベンチャー企業を集めた求人サイトや特定の業界だけを専門にしたサイトなども検討してみましよう。

会社説明会では「ワン・トゥ・ワンのコミュニケーションの実践が重要です。大企業のように何十人、何百人と大量採用するわけではない中小企業だからこそできる対応です。

自社の強みを学生に伝える絶好の機会です。会社の特徴、強みを分かりやすく説明するのに加え、スキルアップに役立つ仕事内容であることや、働きやすい職場環境であることなどを社長、経営幹部が生の声できちんと伝えることが大切です。

◇◇◇

人材の採用と育成は、これまで以上に企業にとっての重要度が増しています。「企業は人なり」です。優秀な人材を得るためには、受け入れられる人材のスキルアップも求められます。その気持ちから社内人材の意識改革にもつながるといふ効果も期待できます。まずは欲しい人材を明確にしたうえで「君が欲しい」という熱意を伝えることが何より重要といえます。

【構築物】

- ◇ドック
- ◇棧橋、橋
- ◇舗装道路、軌道、坑道
- ◇貯水池
- ◇鉄塔、煙突
- ◇広告塔、看板
- ◇庭園や花壇などの緑化設備
- ◇塀、岸壁 など

■資本的支出の取扱い

定率法を適用している建物附属設備及び構築物に平成28年4月1日以後に資本的支出（その資産の使用可能期間を延長させたり、資産の価値を高めたりする支出）を行った場合の償却方法にも注意が必要です。資本的支出を行った場合には、原則として、新たに資産を取得したものととして、元の減価償却資産とは別々に減価償却を行うこととされています。つまり、既存資産と種類及び耐用年数が同一の新規の減価償却資産を取得したものとして資産計上し、減価償却を行うこととなります。したがって、平成28年3月31日以前に取得して定率法を適用している建物附属設備や構築物に、平成28年4月1日以後に資本的支出を行った場合、その資本的支出部分は定額法で減価償却を行うこととなります。

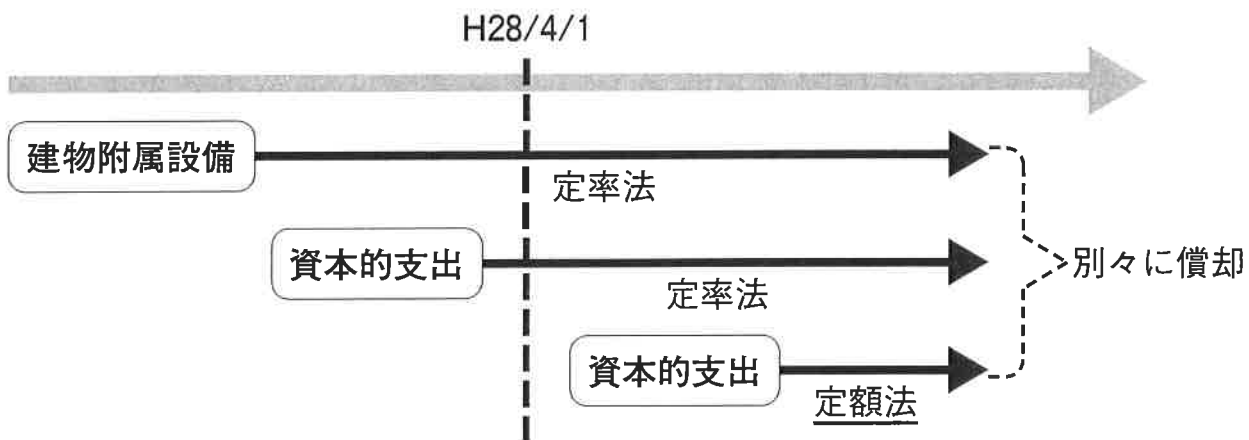
【減価償却制度の見直し】

○建物と一体的に整備される「建物附属設備」及び建物同様に長期安定的に使用される「構築物」について、償却方法を「定額法」に一本化する。

適用時期 平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備	定額法・定率法	定額法
構築物	定額法・定率法	定額法
機械及び装置	定額法・定率法	定額法・定率法
船舶	定額法・定率法	定額法・定率法
航空機	定額法・定率法	定額法・定率法
車両及び運搬具	定額法・定率法	定額法・定率法
工具、器具及び備品	定額法・定率法	定額法・定率法

【平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備（定率法を適用）への資本的支出の取扱い】



平成28年度税制改正にみる減価償却制度の見直し

建物附属設備・構築物について

平成28年度税制改正では、「制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、法人実効税率の20%台への引き下げを実現する」という基本的な考え方のもとに、様々な方策がとられています。

その「課税ベースの拡大」の方策の一つとして、「減価償却制度の見直し」が行われました。この改正により、企業によっては今後の設備投資計画などへの影響も考えられます。そこで今号では、平成28年度税制改正の中から、「減価償却制度の見直し」についての概要についてみてみました。

■定額法と定率法

減価償却制度とは、建物や機械装置等の減価償却資産の取得に要した金額を、一定の減価償却方法である「定額法」と「定率法」により、各年度に費用配分する制度です。定額法は、毎期一定額の減価償却費を計上していくシンプルな計算方法です。

定率法は、未償却残高、つまり期首簿価に一定の償却率を乗じて減価償却費を求める計算方法です。取得初期に多額の償却費が計上され、年

■改正の内容

平成28年度税制改正により、今後新規に取得をする「建物附属設備」及び「構築物」の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されました。

これらの資産の償却方法が定額法に一本化された背景は、建物附属設備については、建物と一体的に整備される資産であり、建物同様、長期安定的に使用され、使用形態は生産性

■適用時期

この改正は、平成28年4月1日以後に取得をする建物附属設備及び構築物について適用されます。なお、投資拡大に悪影響の少ない建物附属設備・構築物に限定して、今回の改正が行われました。

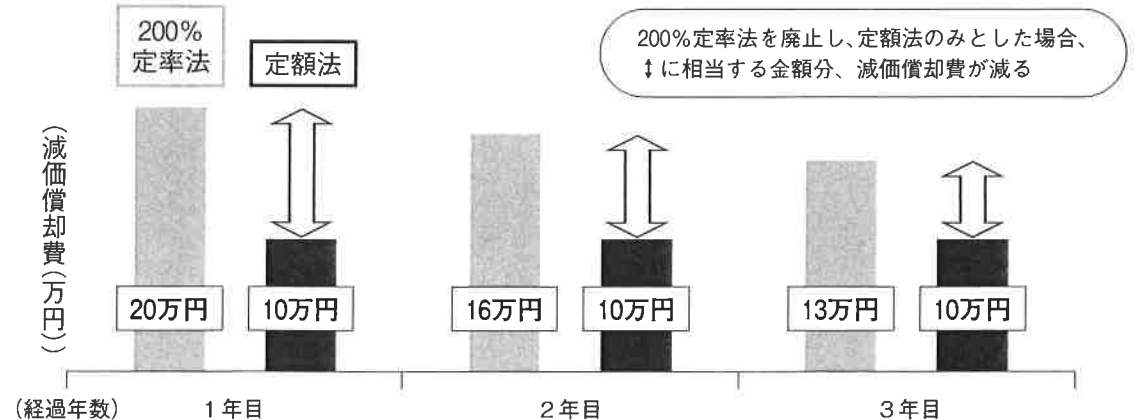
■建物附属設備及び構築物

今回の改正により建物附属設備及び構築物の償却方法が定額法に一本化されますが、具体的には以下のような資産をいいます。

【建物附属設備】

- ◇電気設備
- ◇給排水、衛生、ガス設備
- ◇冷暖房、通風、ボイラー設備
- ◇昇降機設備
- ◇格納式避難設備
- ◇エヤーカーテン又はドア自動開閉設備
- ◇店用簡易装置
- ◇可動間仕切り など

【100万円、耐用年数10年の減価償却資産を取得した場合の例】





採用面接時での不適切な質問

2017年卒の採用選考が6月1日から解禁となり、今後、企業の採用選考が本格化する時期となりますが、今回は厚生労働省から示されている公正な採用選考のためのポイントを確認したいと思います。

採用選考にあたっては、家族状況や生活環境といった応募者の適性・能力とは関係のない事柄によって採否を決定しないことが求められています。そのため、これらの事柄を応募用紙に記入させない、採用面接で質問しないといったことが重要になります。

■就職差別に繋がるおそれのある

不適切な質問例

採用面接において応募者の緊張を和らげたり、就職意欲を確認するために様々な質問をしますが、以下のような質問については就職差別に繋がるおそれがあるとされています。

- ① 本籍に関する質問
 - ・ あなたの本籍はどこですか。
 - ・ あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。
- ② 住居とその環境に関する質問
 - ・ ○町の△△はどのへんですか。
 - ・ あなたの住んでいる地域は、どんな環境ですか。
 - ③ 家族構成や家族の職業・地位・収入に関する質問
 - ・ あなたのお父さんは、どこの会社に勤めていますか。役職は何ですか。
 - ・ あなたの両親は共働きですか。
 - ・ あなたの学費は誰が出しましたか。
 - ④ 資産に関する質問
 - ・ あなたの住んでいる家は一戸建てですか。賃貸ですか。
 - ⑤ 思想・信条、宗教、支持政党に関する質問
 - ・ 信仰している宗教はありますか、どの政党を支持していますか。
 - ⑥ 男女雇用機会均等法に抵触する質問
 - ・ 結婚、出産しても働き続けますか。
 - ・ 結婚の予定はありますか。

採用面接は人事担当者だけでなく現場の役職者が行うこともあるため、どのような質問をすることが不適切となるのか、改めて社内でも共有しておくことが求められます。

企業にとって人材定着の意味で欠かせないのが介護離職予防の取り組みです。そこで厚生労働省は今年4月から、労働者の仕事と介護の両立に取り組む企業への助成金として、「介護支援取組助成金」を新設しました。

介護支援取組助成金を新設

～介護離職の予防のために

具体的には、厚生労働省が指定する資料に基づき、以下の全ての取組を行った場合に支給します。

① 従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握(社内アンケート) ② 介護に直面する前の従業員への支援(社内研修の実施、リーフレットの配布) ③ 介護に直面した従業員への支援(研修実施後は、当該研修結果に基づき、定められた様式に記録し、厚生労働省が指定する資料に基づき、以下の全ての取組を行った場合に支給します。

【支給額】1企業1回のみ:60万円 「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」は、厚生労働省HPで公開しています。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html



◆国税庁◆ 義援金に関するQ&Aを公表

国税庁はこのほど、今般の熊本地震による被害者を支援するため、熊本県下や大分県下の災害対策本部等に義援金や寄附金を支払った場合の税務上の取り扱いや、寄附金として取り扱われるための確認手続きに必要となる証明書類などについて、照会の多い事例を「義援金に関する税務上の取り扱いFAQ」として公表しました。

事例はQ&A方式で全13項目となっていますが、ここではその中から数項目を取り上げてまとめました。

■熊本・大分県下の災害対策本部等

や日本赤十字社に対する義援金 熊本・大分県下の災害対策本部等 熊本・大分県下の災害対策本部等

また、法人の場合は「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

■被災された取引先に対する寄附

法人が、この度の地震災害で被災された得意先に対して、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等には該当せず、損金の額に算入されます。

■自社製品の被災者への提供

法人が、不特定又は多数の被災者を救済するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

現在、全国から被害を受けた方々への義援金やお見舞金、飲食料・生活必需品等の自社製品の提供などが行われているところですが、これらに関連する税務上の取り扱いについてご参考にして下さい。(その他詳細につきましては国税庁ホームページをご参照下さい)

6月の税務と労務

—税務—

- ★所得税の予定納税額の通知 通知期限…6月15日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) 納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等制のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
- ★5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(27年12月～28年5月分)の納付 納期限…6月10日
- ★4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) 申告期限…6月30日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…6月30日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…6月30日
- ★10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…6月30日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…6月30日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…6月30日

—労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…6月30日

猿も木から落ちる

「猿も木から落ちる」ということわざがあります。ご存知のこと通り、木登りが得意な猿が心の緩みで木から落ちるといふ意味ですが、それは何事も得意になつて慢心や油断をしてはならないという戒めでもあります。

でなければ企業の発展はありません。そうした失敗は、教科書にはない教訓を与えてくれ、その積み重ねが強さとなるからです。▼特に若い頃の失敗は、将来の収穫を約束する種です。試みることで木から落ちたのなら、その原因を追究し、そこから新たな工夫のヒントを探り、次の試みに意欲を燃やせばよいのです。▼若さとは、困難に立ち向かう勇氣です。企業としては、枠にとらわれずに新しい価値を生み知恵としてその勇氣を尊重したいものです。